

## 医療費の現状・現役世代人口とのバランス考慮し 後期高齢者医療制度の保険料を改定

### 保険料率改定の年です

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」で構成され、この2つの額を合計し、個人単位で算出されます。

保険料率は、医療費や現役世代人口のバランスなどを考慮して、2年に1度改定され、本年度が改定の年に当たります。内容は表

保険料内訳	20・21年度額	22・23年度額
均等割額	32,370円	<b>33,953円</b>
所得割率	6.16%	<b>6.64%</b>

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」で構成される。この2つの額を合計し、個人単位で算出する。

### 軽減措置について

1・表2のとおりです。

後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間は、次の保険料の軽減措置が継続されます。

① 所得の低い方は、平成21年度と同様の特別措置を含めた軽減措置が継続されます。

【均等割額の軽減措置】  
世帯の所得水準に合わせ、4段

保 険 料	=	均等割額 被保険者全員が負担する 33,953円	+	所得割額 基礎控除（33万円）後の総所得金額など×所得割率（6.64%）

世帯主およびすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減割合
「基礎控除額（33万円）+35万円×当該世帯に属する被保険者数」を超えないとき	2割
「基礎控除額（33万円）+24万5千円×当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）」を超えないとき	5割
「基礎控除額（33万円）」を超えないとき	8.5割
均等割8.5割軽減を受ける世帯のうち被保険者全員が年収80万円以下（その他各種所得がない）とき	9割

階の軽減措置があります。詳細は表3のとおりです。

【所得割額の軽減措置】  
基礎控除後の総所得金額などが58万円以下（年収入のみの方はその額が15万円から21万円以下）の場合は、所得割が5割軽減されます。

※65歳の年のみ、上記で用いる年金収入の額が異なります。

② 被用者保険（いわゆる「サラリーマン」の健康保険の被扶養者だった人は、資格取得から2年間とされている均等割5割軽減（21年度は特別措置で9割軽減）が、本制

### 滞納にご注意ください

保険料を滞納すると、保険証の返還を求めるなどの措置が講じられることがあります。

### 担当窓口が変更

平成22年4月から、後期高齢者医療制度の担当窓口が変更になりました。ご注意ください。

本庁 生活健康課町民室  
☎（56）22222  
総合支所 住民生活室  
☎（58）7070

### しずおか子育て優待カード

子育て家庭の皆さんが、買い物をしたり、観光施設を利用したりする際に、さまざまなサービスが受けられる「しずおか子育て優待カード事業」。本年度以降も引き続いて実施します。

3月から4月にかけて、18歳未満のお子さんがある世帯や妊娠中の人に、新しいカードを郵送しますので確認をお願いします。なお、今年9月までは現行のカードも利用できます。

さんはドリンク無料など、各店舗独自の特典が受けられます。

利用方法 ステッカーが掲示されている店舗・施設で利用できます。保護者がカードに記載されている18歳未満の子とも同伴し、利用する際にレジ・フロント・受付などにカードを提示してください。

利用方法 ステッカーが掲示されている店舗・施設で利用できます。保護者がカードに記載されている18歳未満の子とも同伴し、利用する際にレジ・フロント・受付などにカードを提示してください。

現在、協賛店舗・施設の輪は県下約6000店（施設）、本町でも約80店（施設）に広がっています。協賛店舗には、ポスターやステッカーに加え、レジにミニのぼりが掲示され、利用者にわかりやすい工夫がなされています。協賛店舗の一覧については、県ホームページなどから検索できます。

特典 ポイント2倍や一定以上のお買い上げで記念品を贈呈、お子



新しいしずおか子育て優待カード。2種類あります。

### 子ども手当

本年度から、子ども手当の支給が始まります。支給月は、これまで支給されていた「児童手当」と同様、年3回（6月・10月・2月）ですが、子ども手当の支給開始にともない、次のいずれかに当てはまる人は各請求書の申請が必要となります。

- ① 中学生の子どもがいて、現在児童手当を受給していない人 ↓ 認定請求書の受給資格がない人 ↓
- ② 所得制限により、現在児童手当の受給資格がない人 ↓ 認定請求書の受給資格がない人 ↓
- ③ 現在児童手当を受給しているが、中学生の子どもがいる人 ↓ 額改定請求書

注意 各請求書を申請する際は、受給者名義の口座番号が分かるも



の（通帳やキャッシュカードなど）と認印を持参し、5月21日☎までに福祉課福祉室または総合支所福祉介護室までお越しください。

5月21日以降も申請することはできます。ただし申請が9月30日を過ぎると、4月からの手当を受給することができませんのでご注意ください。